

宿泊税の改正周知業務に係る募集要項

1 業務の目的及び募集趣旨

本市では、平成30年10月1日から宿泊税を導入しています。導入から5年が経過し、施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直しの検討の結果、宿泊税（税率）を改正予定であり、今後総務大臣同意を得て、令和8年3月1日からの適用を予定しています。（参考：[京都市：宿泊税の見直し（案）について](#)）

宿泊税は、宿泊施設事業者を通じて納税義務者である宿泊客から宿泊料金に応じた税を徴収していただき、本市に申告納入していただくものであり、改正内容を主に宿泊客及び宿泊施設事業者に対し、また副次的には市民に対して、効果的な周知を図っていく必要があります。

また、宿泊税の改正周知に当たっては、「令和7年度 宿泊税を活用する事業」（参考1）及び「令和7年度 宿泊税の活用を予定する主な事業」（参考2）に挙げられた宿泊税の用途についても、併せて周知を図っていく必要があります。

このことから、公募型プロポーザル方式により、受託候補者の選定を行うものです。

2 業務の名称

宿泊税の改正周知業務

3 委託業務の内容

宿泊税の改正周知業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託金額の上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

6 参加資格要件

- ・京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が所属する組織等でないこと。
- ・京都市競争入札参加有資格者名簿（令和7年4月1日現在有効の名簿とする。）に登載されている者（【※】本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザル等においては競争入札参加有資格者とみなす。）。
- ・京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- ・京都市に納付すべき市税の滞納並びに水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- ・過去5年間に広報業務において国及び地方公共団体の請負実績があるもの。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

電子メール、持参または郵送（提出期限内に必着）により提出先へ提出してください。

(2) 提出物

同時期に公募を実施している「宿泊税の使途周知業務」の参加表明書等を提出される場合には、下記イについてはその提出を以て代わりとすることができます。

ア 参加表明書（別紙2）

イ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないことを確認するための調査同意書（別紙3）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

持参または郵送（提出期限内に必着）により提出先へ提出してください。

(2) 提出物

特記のないものは各1部提出してください。

ア 企画提案書

同時期に公募を実施している「宿泊税の使途周知業務」に応募され、企画提案書等を提出される場合には、下記ウからキについてはその提出を以て代わりとすることができます。

(ア) 内容

仕様書（別紙1）に記載の「業務の趣旨・目的」及び「業務の内容」等を踏まえ、少なくとも以下の事項については必ず記載してください。

- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 人員体制
- ・ これまでの主な実績
- ・ 具体的な広報内容
- ・ 仕様書に記載する以外の広報の提案。また、それらのねらい。

(イ) 様式

原則A4サイズの両面印刷で10枚（表紙や目次を除き20ページ）以内を目安とし、簡潔に要点をまとめて作成してください。

(ウ) 提出物・部数

- ・ 6部
- ・ CD-R等の記録媒体に保存したデータ

イ 見積書

税抜き価格並びに消費税及び地方消費税相当額を記載してください。

なお、様式は任意ですが、項目ごとに内訳を記載してください。

本件委託に関して発生する諸経費については、上記価格に含めるものとします。

ウ 会社概要がわかる書類

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（提出日前3箇月以内に発行のもの（原本））

オ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について、未納がないことを証明する書類（提出日前3箇月以内に発行のもの（原本））

カ 本市の市税（法人市民税、固定資産税（土地・家屋・償却資産）・都市計画税等）について、本市内の全ての事業所等に未納がないことを証明する書類（提出日前3箇月以内に発行のもの（原本））※本市から課税されていない場合は不要です。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書（別紙4）

9 提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

ア 参加表明書等 令和7年4月18日（金）必着

イ 企画提案書等 令和7年5月9日（金）必着

（必要に応じて、ヒアリングをさせていただく場合があります。）

(2) 提出先・問合せ先

京都市市税事務所法人諸税室 宿泊税担当

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル6階

メールアドレス shukuhakuzei@city.kyoto.lg.jp

なお、電子メールのタイトルは、「【宿泊税】宿泊税の改正周知業務プロポーザル」として
てください。

TEL 075-708-5016

10 質問の受付

(1) 提出方法

本業務に係る質問がある場合は、質問書（任意の様式で可）を作成し、提出先へ電子メール、持参または郵送（提出期限内に必着）により提出してください。

なお、公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話等）は一切受け付けません。

(2) 提出期限

令和7年4月23日（水）

(3) 回答方法

参加表明書の提出があったすべての受託候補者を対象に、令和7年4月30日（水）までに同書に記載されたメールアドレス宛てに回答を送信します。

11 提案の審査等

(1) 審査方法

企画提案書をもとに、本市が設置する「宿泊税の周知業務に係る受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、採点した点数の合計を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。ただし、選定において評価点数が合計の50%に満たない場合は、受託候補者として選定しません。

合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場

合は、提案者から再度の見積書提出により、最も見積金額の低い提案者を受託候補者とします。

なお、見積金額が前述の委託金額の上限額を超えていた場合は直ちに失格とします。

(2) 審査における評価項目

(別紙5) のとおり

(3) その他

企画提案書提出後、提案内容についてヒアリングを行うことがあります。その際は、応募者に対して連絡します。

12 選定結果の通知

令和7年5月16日（金）までに、受託候補者の決定を行います。

審査後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を電子メールで通知します。

また、本市のホームページ（京都市情報館）にも選定結果を掲載します。

13 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の契約条件について合意に達した後、委託契約を締結します。契約条件について合意に達しなかったときは、次点の提案者を受託候補者とします。

14 その他留意事項

- (1) 提案は1事業者につき1つとし、複数の提案は認めません。
- (2) 企画提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しません。
- (3) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (4) 本要項に記載のない事項又は本要項に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。